

河川愛護モニターをご紹介します

国土交通省では、地域住民の方々の協力の下、河川整備・河川利用・河川環境に関する地域の意見を十分に把握し、地域との連携をさらにすすめ、あわせて河川愛護思想の普及啓発及び、河川の適正な維持管理に資する目的で河川愛護モニター制度を実施しています。

鮭川出張所では、佐藤幹士さん、真室川小学校環境委員会の皆さんに河川愛護モニターを委嘱しています。

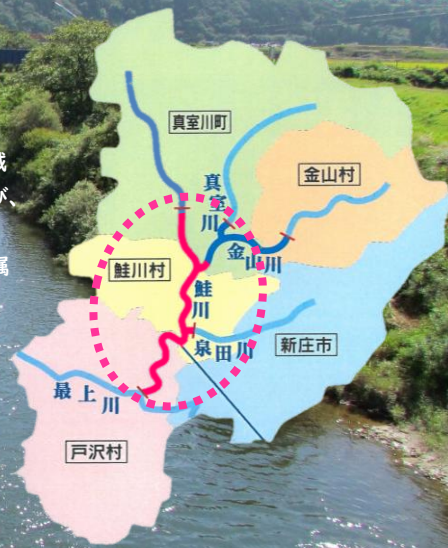
今回は、モニター歴12年の佐藤幹士さんにインタビューしました。

川に対する思い、モニターを通して感じる事などをお聞きしました。

河川や地域の皆さんのために、ご尽力いただきありがとうございます。

今後ともどうぞ宜しくお願いいたします。

※佐藤幹士さんからは、鮭川の観音寺橋～最上川との合流点（金打坊橋）までの区間を観察していただいています。



河川愛護モニターの仕事とは？

河川に関する住民の要望や、ゴミの不法投棄、河川の流水、河川管理施設等について異常を発見したなど河川に関する様々な情報の提供を月1回程度河川管理者（担当出張所）へ報告していただくお仕事です。任期は、7月から翌年の6月までの一年間です。モニター区間近辺に在住で満20歳以上の河川に興味や関心のある方を対象としています。



主な業務内容

河川に関する下記事項についての情報提供

- ゴミの不法投棄
- 地域住民からの河川整備・利用・環境に関する意見や要望
- 河川施設の不具合
(堤防や護岸の損傷など)
- 川の水の異常
(油が浮いている・魚類が大量に死んでいるなど)
- 河川を利用する上で危険だと感じたこと
- その他、特に河川管理者に連絡が必要だと感じたこと

お忙しい中インタビューを受けていただきありがとうございました。
今後ともよろしくお願いたします。

河川愛護モニター：佐藤 幹士

モニター歴：12年

出身地：最上郡真室川町

趣味：川のルアー釣り



私たち人間は、川から様々な恵みを得ています。飲み水を得たり、魚を捕ったり、作物育てる水源として利用したり、物を洗ったり、ダムを利用して電気を発電したりしています。私たち人間や地域に住む様々な動植物にとって川は欠くことのできない存在です。最近では全国各地で大雨による洪水や河川の氾濫しているところがあり、テレビではそうした災害に遭っている映像を頻繁にみるようになりました。私たちが住むこの最上地域も雨による増水で川の護岸が崩れたりして実際に災害が発生しています。私が河川愛護モニターになって最初に感じたのが、河川を管理したり川の流域に住む私たちに災害が及ばないよう国土交通省の皆さんが日頃から川を監視したり、災害が発生した時には復旧させたりと私たちが安心して暮らせるように色々な視点から治水のために働かれていると言うことでした。私たちが河川愛護モニターも日頃河川や川の周辺を観察して毎月報告をしておりますが、今後も河川やそこに住む動植物の生態系の変化等も含めて河川管理に役立てていきたいと考えています。この豊かな最上地域の自然を将来の世代へ残せるよう努めていければと思っています。

伐採木無償提供のお知らせ

提供期間延長します

鮭川出張所では、河川工事や河川維持管理の一環として河川内の木を伐採しています。伐採木は、コスト縮減や資源の有効活用を図るため地域の方々に無償で提供しています。広報紙「みずおと」124号で紹介した伐採木の提供期間を延長いたします。場所は、鮭川村（庭月堤防）・戸沢村（岩清水堤防・名高堤防・松坂堤防）の4ヶ所になります。（※真室川町（木ノ下堤防）・金山町（凝山堤防）は提供を終了しています。）ご希望の方は、鮭川出張所までお問い合わせ下さい。伐採木の量は数に限りがありますのでなくなり次第終了とさせていただきます。

申し込みについて



提供期間・時間

期間：令和3年10月1日（金）～

※無くなり次第終了とさせていただきます。（先着順）

時間：原則平日9：00～17：00



提供場所

・鮭川村（庭月堤防） ・戸沢村（岩清水堤防・名高堤防・松坂堤防）

詳しい提供場所は、鮭川出張所ホームページの伐採木無償提供のお知らせに掲載しております。



受付・お問い合わせ

新庄河川事務所 鮭川出張所 電話：0233-55-3020

鮭川出張所までお越しいただき同意書にご記入をお願いします。

受付時間：平日9：00～16：30（土日祝は除く）

※電話での申し込みは受け付けていません。



鮭川村（庭月堤防）



戸沢村（岩清水堤防）

河川の利用について（お願い）

秋になり、県内の河原では芋煮会やバーベキューを楽しむ人で賑わいをみせています。河川は、誰もが自由に利用できる公共の空間でもありますが、河川利用にあたっては他の河川利用者や、近隣住民の方に十分配慮し危険な行為や迷惑にならないよう安全に注意をしてご利用して下さい。

※イベント等については、一時占用や届け出が必要となる場合がありますので、最寄りの各出張所にお問い合わせ下さい。マナーを守り安全で快適な利用がなされるように、ご理解とご協力をお願いします。

☑ゴミは必ず持ち帰り、各自で処分しましょう。

☑迷惑行為（騒音等）はやめましょう。

☑火の取り扱いには十分に注意しましょう。

☑気象情報に注意しましょう。（河川の増水）

（直火での利用は避けて下さい。）

☑新型コロナウイルス感染拡大防止のため

☑周辺の道路や堤防への違法駐車はやめましょう。

「密集」「密接」を避けて利用しましょう。



お問い合わせ

国土交通省 新庄河川事務所 鮭川出張所
〒999-5203 山形県最上郡鮭川村大字川口字鶴田野3018-4
TEL 0233-55-3020 FAX 0233-55-3083

HP：<http://www.thr.mlit.go.jp/shinixyou/>
広報紙担当：後藤・三原
広報紙に関するご意見・ご感想をお寄せ下さい。